

令和6年度版

市民が主役のまちづくり！

知っとく情報資料集

- 個人向け・団体向け 補助金等一覧 -



七尾市

表紙の絵：R5年度「市民のねがい」子ども絵画作品 小学校低学年の部 最優秀賞
天神山小学校2年 高間 瑛士さん

はじめに

市では、市民が自律と共助に基づき、市民の力で、しあわせを実感できる地域社会の実現を目指しています。このまちづくりを実現するためには、①市民、議会および行政それぞれが情報を共有し、②市民参加により、地域活動や行政運営を行い、③市民、議会及び行政が協働することの3点が重要となってきます。

特に、自ら考え責任を持って行動することで、七尾市民としての誇りを持ち、しあわせな暮らしが実感できるまちの実現（＝「市民が主役のまちづくり」）につながります。

この資料集は、地域の様々な課題を解決するため、まちづくりに関する補助金制度、支援事業を紹介しています。町会などのコミュニティ組織の運営に携わる方々のご参考になれば幸いです。

市民、一人ひとりが互いに尊重し合い、それぞれの課題解決に向けて主体的に取り組む、「市民と行政による協働のまちづくり」を進めていきましょう。

しみん 市民のねがい ななおしみんけんしょう －七尾市民憲章－

ふる あゆ ほこ
古き歩みを誇りつつ

ぶんか かお
文化の薫るふるさとに

ゆた みらいゆめ
豊かな未来夢ひらく

なみおだやかに あおひか 碧光り

ななおのまちに ひとつど 人集う

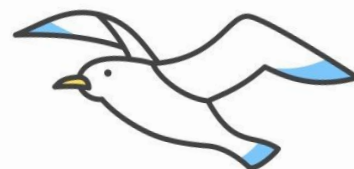
おとなも こ 子どもも て 手をつなぎ

しあわせの わ ひろ 和を広げよう

平成18年9月21日制定

七尾市民憲章の豆知識

- ①七尾にちなんだ七行詩
 - ②七五調のリズム感
 - ③大和ことば（日本古来の言葉）の優しく温かみのある響き
 - ④各行の頭の単語をつなげると現れるメッセージ（ことば遊び）
「古き文化の豊かなななおし」
- 声に出して読んでみてね



目 次		対象		ページ
		団体	個人	
まちづくり				
1	よりあいの場づくり助成事業	○		1
2	コミュニティ助成事業(町会など)	○		2
3	※ 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金	○		3
4	空き家バンク(空き家活用報奨金)	○		4
5	指定文化財の保存事業等に関する補助金	○	○	5
6	移住定住促進補助金		○	6
7	定住促進住宅取得奨励金		○	7
8	まちなか居住再生事業		○	8
防犯・防災				
9	自主防災組織等育成事業補助金	○		10
10	津波避難施設整備事業補助金	○		11
11	原子力発電施設等見学会等の費用一部助成金	○		12
12	防犯灯(公衆街路灯)設置事業補助金	○		13
13	コミュニティ助成事業(自主防災組織)	○		14
14	※ 老朽危険空き家等解消支援事業補助金		○	15
15	※ 既存木造住宅耐震改修工事等事業補助金		○	16
16	※ 危険ブロック塀等除却促進事業補助金		○	17
17	災害防止事業補助金		○	18
環境整備・美化・道路				
18	環境保全促進助成事業	○		19
19	資源物回収事業推進奨励金	○		20
20	生活道路整備事業補助金	○		21
21	除雪オペレーター育成補助金	○		22
22	※ 町内側溝清掃・害虫防除に土のう袋とスミラブ錠剤配布	○		23
23	※ 環境美化啓発看板の配布	○		24
24	家庭用ごみ減量機器設置費補助金		○	25
25	下水道等排水設備工事費補助金		○	26
26	水洗便所等設備工事資金融資に伴う利子補給制度		○	27
27	<u>新規</u> 給水管凍結防止対策費助成金	○	○	28
28	銅製ストレーナー・三角コーナーの販売		○	29

目 次		対象		ページ
		団体	個人	
高齢者				
29	老人クラブ助成事業補助金	○		30
30	介護予防グループ活動支援	○		31
31	いきいきと迎えよう100歳体操	○		32
32	高齢者運転免許証自主返納支援補助金		○	33
33	介護支援ポイント制度		○	34
34	※ シルバーリハビリ体操3級指導士養成事業		○	35
その他				
35	※ 消費生活・人権啓発DVDなどの貸出し	○		36
36	※ なるほどなっとく市政講座	○		38
37	※ 能登空港利用促進地域商品券交付		○	42
38	能登空港利用促進首都圏研修等助成金	○		43
39	※ 七尾市文化施設等共通観覧券		○	44
参考資料				
	・ 市役所の窓口連絡先一覧			45
	・ 参考			
<p>この冊子は、七尾市ホームページからダウンロードすることができます。 URL : https://www.city.nanao.lg.jp/chiiki-d/kurashi/bunka/shiryoshu.html また、七尾市役所 地域づくり支援課（本庁1階）及び各地区コミュニティセンターにて 配布しています。</p> <p>※前年度から内容に一部変更があります。</p>				

1. よりあいの場づくり助成事業

◆事業内容

地域の住民が気軽に交流できる機会を持ち、住民同士の見守りや助け合いの仕組みづくりにつなげることを目的に、地域活動拠点の創出を支援します。

◆対象となる場

住民の誰もが気軽に参加できる場であること。

◆助成対象

新規立ち上げに係る諸経費（市社協の審査あり）

◆助成金額

上限 20,000 円

◆その他

参加者が会費や参加費などを負担し、自主財源の確保に努めること。

定期的にチラシや回覧板などで広く町内会や地域に周知されていること。

1 か月に 1 回以上、2 時間程度の開催時間で、長期的に実施していること。

◆申請・お問合せ先

七尾市社会福祉協議会 総務管理課 TEL 52-2099

メールアドレス nasyakyo@nanaosyakyo.jp

2. コミュニティ助成事業（町会など）

◆事業内容

一般財団法人自治総合センターが、地域のコミュニティ活動の充実・強化と、宝くじの社会貢献広報を目的として実施する助成制度です。

◆対象となる団体

町会などのコミュニティ組織

◆補助対象

(1) 一般コミュニティ助成

コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備

(2) 青少年健全育成助成

スポーツ・レクリエーション活動や学習活動、コミュニティ活動のイベント等、主に親子で参加するソフト事業

◆補助金額

補助対象経費や補助金額は、事業によって異なりますので、お問い合わせください。

◆その他

- ・ 本助成事業は次年度に実施する事業となります。
- ・ 9月上旬に募集内容を町会へ通知します。（募集締切：9月下旬）
- ・ 10月中旬に市、県を通じて（一財）自治総合センターへ申請します。
- ・ 採択結果は翌年の4月上旬になります。
※必ずしも採択になるとは限りません。
- ・ 例年募集期間が1か月程度と短いため、購入備品の見積書や町会規約等の必要書類をあらかじめご準備いただくとスムーズです。

詳しくは、（一財）自治総合センターのホームページをご覧ください。

<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>

◆申請・お問合せ先

企画振興部企画政策課 TEL 53-3311

メールアドレス kikaku-s@city.nanao.lg.jp

3. 人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト 事業交付金

◆事業内容

公益財団法人地域社会振興財団が、地域住民一人ひとりがこころ豊かに暮らすことのできる健やかな地域社会づくりの推進を目的として実施する助成制度です。

◆対象となる団体

町会などのコミュニティ組織

◆補助対象

健康で安全な生活が送れる地域をつくるために、コミュニティが主体となっておこなうソフト事業で、創造性があり他のコミュニティ活動のモデルとなるもの。

◆補助金額

1 件につき 300 万円まで（1,000 円未満は切り捨て）

◆その他

- ・ 本助成事業は次年度に実施する事業となります。
- ・ 12 月上旬に募集を開始します。（募集締切：1 月上旬）
- ・ 1 月上旬に市、県を通じて（公財）地域社会振興財団へ申請します。
- ・ 採択結果は翌年の 3 月末または 4 月上旬になります。

※必ずしも採択になるとは限りません。

詳しくは、（公財）地域社会振興財団のホームページ
(<https://www.zcssz.or.jp>)内の「交付金交付事業」をご覧ください。

◆申請・お問合せ先

企画振興部企画政策課 Tel 53-3311

メールアドレス kikaku-s@city.nanao.lg.jp

4. 空き家バンク（空き家活用報奨金）

空き家バンクについて

◆事業内容

七尾市内にある空き家を「売りたい人・貸したい人」から物件の情報を集めて、空き家を「買いたい人・借りたい人」へ情報を提供するものです。

◆登録できる空き家

- (1) 現状のままか、軽微な修繕をすれば、人が住める空き家。（市指定の不動産事業者による空き家調査の結果を受けて、利用できるか判断します。）
- (2) 個人が所有する居宅で、玄関、居室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えること（店舗、法人名義、集合住宅は登録できません。）
- (3) 売買や賃貸が可能なもの。（相続登記や境界確認が必要なものは、事前に行ってください。）

空き家活用報奨金について

地域づくり協議会または町会を通じてバンク登録された空き家について、売買や賃貸が成立した場合、空き家解消および入居者を地域に受入れることへの協力に対して、市から報奨金をお支払いします。

◆補助対象・金額

事前に協力団体として市へ登録した地域づくり協議会または町会へ
10万円（1物件1回に限る）

◆注意事項

- (1) 地域づくり協議会または町会を通じて空き家をバンク登録した。
（登録申請書の「同意欄」に記入があること）
- (2) 建物である。（土地のみは対象外）
- (3) 所有者と利用者が3親等以内の親族または姻族ではない。

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

5. 指定文化財の保存事業等に関する補助金

◆事業の内容

市内における指定文化財の保存事業等に要する経費の一部を補助します。

◆対象

指定文化財の所有者、保持者、保存団体の代表者等

◆補助対象

七尾市指定文化財、石川県指定文化財、国指定文化財

◆補助金額

補助対象により異なります。(詳しくは、教育委員会スポーツ・文化課にお問い合わせください。)

◆その他

石川県指定文化財は県補助事業、国指定文化財は国補助事業に対して補助します。

◆申請・お問合せ先

教育委員会スポーツ・文化課 TEL53-8437

メールアドレス sportsbunka@city.nanao.lg.jp

6. 移住定住促進補助金

◆事業内容

石川県外から転入し、市内で一戸建て住宅を取得または民間賃貸住宅へ入居して定住する方へ、費用の一部を補助します。

◆対象となる人 以下のすべてに該当する人

- ①転入前 10 年以上、石川県外に住み、転入後 3 年を経過していない人
- ②一時的な滞在ではない人
- ③本人が契約者となり、経費を負担していること
- ④国家公務員法または地方公務員法の適用を受けていない人（世帯員を含む）
- ⑤市税等を滞納しておらず、生活保護法に基づく保護を受けていないこと

◆補助対象

(1) 住宅取得補助

新築または中古住宅を購入（購入に伴う改修費用を含む）した一戸建て住宅の取得費（中古住宅は七尾市空き家バンク登録物件に限る）

(2) 住宅家賃補助

民間賃貸住宅の家賃

◆補助金額

(1) 住宅取得補助

住宅を新築または中古住宅を購入（購入に伴う改修を含む）した費用の 50% 以内（上限：100 万円）

(2) 住宅家賃補助

民間賃貸住宅の家賃の 50%以内

上限：月額 5 千円（単身者）、月額 1 万円（夫婦）

転入した年度の 4/2 時点で 15 歳未満の子供を養育する世帯

加算：子ども 1 人につき月額 5 千円（上限なし）補助期間：転入後 3 年間

◆その他

申請する際は、転入後 90 日以内に事前の申込みが必要です。
七尾市ホームページから申請書などをダウンロードできます。



◆申請・お問合せ先

産業部産業振興課 Tel 53-8565

メールアドレス nanaokurashi@city.nanao.lg.jp

7. 定住促進住宅取得奨励金

◆事業内容

人口流出防止と定住人口の拡大を目的とし、金融機関から借り入れをして、一戸建て住宅を新築または購入する方に交付します。

◆対象となる住宅

延床面積が 70 m²以上（店舗併用住宅の場合は居住部分が 70 m²以上）の一戸建て住宅で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えている住宅

◆対象となる人

住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
ただし、市税に未納のない人

◆助成額

①または②の額に③～⑥の加算あり

①【新築または新築住宅を購入】 最大 20 万円（借入金額の 2%）

②【中古住宅を購入】 最大 10 万円（借入金額の 1%）

+

以下の要件に該当する人は上記金額に加算

③ 市内建築業者で新築するか新築住宅を購入 最大 10 万円（借入金額 1%）

④ 市外から転入した人 最大 20 万円（借入金額 2%）

⑤ 中学生以下の子と同居 1 人につき最大 10 万円(借入金額の 1%)

◆交付申請の期限

所有権保存登記または抵当権設定登記が完了してから 3 カ月以内

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築住宅グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

8. まちなか居住再生事業

◆事業内容

中心市街地の狭あい道路（幅 4m未満の市道）を拡幅し、若者と高齢者が共に暮らす「にぎわいのあるまちなか」を取り戻すことを目的に、道路中心線から 3m後退して住宅を新築する方に支援します。

◆助成内容

(1) 狭あい道路整備事業

指定エリア（まちなか区域）で、前面道路が 4m未満の市道敷地を、道路中心線から 3m以上後退させて住宅を新築または建て替える場合に、後退部分の敷地を市が購入します。

(2) 住宅建替え奨励金

奨励金の額 解体費の 50%（上限 50 万円）

借入額の 10%（上限 100 万円）

交付条件 ①～⑥のすべてに該当すること

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ②住宅を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③一戸建て住宅を解体し、市内建築業者で建て替えること
- ④玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた「まちなか景観基準」に適合する住宅であること
- ⑤併用住宅の場合は、延床面積の 50%以上が居住部分であること
- ⑥市税に滞納がないこと

(3) 共同住宅建設奨励金

奨励金の額 設計費の 50%（上限 100 万円）

1 住戸あたり 100 万円（上限建設費の 10%）

交付条件 ①～⑤のすべてに該当すること

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人

- ②市内の建築士事務所で設計し、市内建築業者で建設すること
- ③各住戸の専用面積が 30 m²以上で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えた共同住宅で 4 住戸以上あること
- ④「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤市税に滞納がないこと

(4) 住宅建設用地売買奨励金

奨励金の額 **借入金額の 10%（上限 50 万円）**
 ※後退部分を面積按分で差し引いた額
解体費の 50%（上限 50 万円）
 ※売主が既存住宅を解体する場合

交付条件 **①～⑤のすべてに該当すること**

- ①まちなか狭あい道路整備要綱について合意した人
- ②住宅建設用地を取得するために金融機関から資金を借り入れた人
- ③取得した土地に住宅を建設すること
- ④「まちなか景観基準」に適合すること
- ⑤市税に滞納がないこと

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築住宅グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

9. 自主防災組織等育成事業補助金

◆事業内容

自主防災組織の育成強化を図ることを目的に、地域の協力体制を確保し、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、自主防災組織等が行う事業に対して補助金を交付します。

◆対象となる団体

自主防災組織等

※自主防災（消防）活動を行う町内会など

◆補助対象

(1) 自主防災組織結成助成費

自主防災組織の活動費（自主防災訓練、資機材の点検等）

(2) 自主防災組織等防災資機材等購入費

消防器具置場の新設・修理、消火栓ホース・格納庫、救助救出用具、発電機、段ボールベッド、土のうボックス（土のうステーション）、土のうなど

(3) 小型動力ポンプ購入費

小型動力ポンプの購入

◆補助金額

(1) 自主防災組織結成助成費

町内会等の単位：5万円を限度（1回限り）

(2) 自主防災組織等防災資機材等購入費

事業費の1/2で、25万円を限度

(3) 小型動力ポンプ購入費

50万円を限度

◆申請・お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp

10. 津波避難施設整備事業補助金

◆事業内容

地震、津波等が発生した際の対策として、住民自らが行う避難経路及び避難地の整備に対する補助金を交付します。

◆対象となる団体

- ・町会
- ・自主防災組織
- ・その他必要と認める団体

◆補助対象

用地の確保、津波避難施設の工事からその管理までを自ら行う避難経路整備事業及び避難地整備事業

◆補助金額

下記の事業について、予算の範囲内で助成します。

(1) 避難経路整備事業

【原材料】 対象延長は100mまで、12万5千円を限度 ※
※～30m：5万円を限度
30m～：10mごとに1万5千円加算

【機械借上げ料】 機械借上げ料の1/2、10万円を限度

(2) 避難地整備事業

【原材料】 対象面積は100㎡まで、8万8千円を限度 ※
※～40㎡：4万円を限度
40㎡～：10mごとに8千円加算

【機械借上げ料】 (1)と同じ

◆申請・お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp

1 1. 原子力発電施設等見学会等の費用一部 助成金

◆事業内容

広報・調査等事業を主な目的として、原子力発電施設等を対象とする見学会等を実施する団体に対し、その費用の一部を助成します。

◆対象となる団体

市内に住所を有する 10 人以上を含めて構成する団体

◆補助対象

原子力発電施設等を対象とする見学会等の実施に要した費用の一部を助成

※原則 2 年連続の申請は不可

◆補助金額

予算の範囲内で、下記の合計額を助成します。

(1) バス借上代（上限 20 万円）

「実費(通行料・保険料含む)」または「5,000 円×参加人数」の内、
いずれか低い額

(2) 宿泊及び食事代（上限 15 万円）

(宿泊代 9,800 円 + 食事代 2,200 円) × 1/2 × 参加人数

◆申請・お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp

1 2. 防犯灯（公衆街路灯）設置事業補助金

◆事業内容

町会や自治組織が、夜間の犯罪の防止及び通行の安全を確保するために行う L E D防犯灯の設置に対する費用負担の軽減を図るため、補助金を交付する。

◆補助対象

補助対象は、電力会社が設定する料金体系のうち契約種別が「公衆街路灯 A」の L E D防犯灯とし、町会等が計画的に実施する L E D防犯灯の新規の設置に係る費用の一部とする。

この補助制度以外に、補助金等の交付を受けているものは対象外。

◆補助金額

補助対象経費×補助率（2分の1）

※ 千円未満の端数は、切り捨て

※ 補助限度額あり

種別	補助対象経費	補助率	補助限度額
L E D防犯灯の設置 (電柱等に共架する場合) 1灯につき	L E D防犯灯器具、 設置工事費及び電力会社申請費用等	2分の1	9,000 円
L E D防犯灯の設置 (専用柱を設置する場合) 1灯につき	L E D防犯灯器具、 設置工事費、電力会社申請費用及び専用柱設置工事費等	2分の1	30,000 円

◆申請期間

当該年度の4月1日から1月末日まで

※ 2月末日までに工事を完了してください。

◆申請・お問合せ先

総務部総務課 Tel 53-1111

メールアドレス soumu@city.nanao.lg.jp

13. コミュニティ助成事業（自主防災組織）

◆事業内容

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ活動に対する助成制度です。

◆対象となる団体

自主防災組織

◆補助対象

地域の防災活動に直接必要な設備等（地域防災組織育成助成事業）

【申請例】地区防災倉庫、防災資機材、小型動力ポンプ など

◆補助金額

1件につき10万円単位（10万円未満は切り捨て）で助成

30万円から200万円まで

◆その他

前年の10月上旬に市、県を通じて（一財）自治総合センターへ申請します。
ただし、不採択となる場合もあります。

詳しくは、（一財）自治総合センターホームページをご覧ください。

<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>

◆申請・お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880

メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp

1 4. 老朽危険空き家等解消支援事業補助金

◆事業内容

生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進を目的として、周りに迷惑をかけるおそれのある老朽化した空き家の解体費用の一部を補助します。

◆対象となる空き家

市が「老朽危険空き家」と認定した建物

※国、地方公共団体、その他の公共団体が所有している以外の建物

◆対象となる人

- ① 市税を滞納していない人
- ② 他の解体補助制度と重複して利用していない人
- ③ 該当建物において、初めて補助制度の交付を受ける人

◆補助金額

- | | | |
|--------------------|----|--------|
| (1) 木造の解体費用の 1/2 | 最大 | 50 万円 |
| (2) 木造以外の解体費用の 1/2 | 最大 | 100 万円 |

◆申請期間

毎年 4 月から翌年 3 月まで

(3 月末までに完了する工事が対象です。予算の範囲内で受付します。)

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

15. 既存木造住宅耐震改修工事等事業補助金

◆事業内容

耐震性が低い木造住宅の耐震性を向上させ、市民の尊い命、財産を守ることを目的として簡易耐震診断費、耐震改修工事を行う方に、費用を支援又は一部補助します。

◆対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に完成又は工事を行った専用住宅または併用住宅（住宅部分が延床面積の 1/2 以上）の一戸建て住宅

◆対象となる人

支援又は補助の対象となる住宅を所有または管理している人
ただし、申請者及び同居する親族で市税に未納のある方は、対象とならない場合があります。

◆支援

対象となる住宅を所有又は管理している方で、地震について不安な場合は、申し込んで頂ければ簡易耐震診断を無料で行います。
ただし、図面が無い場合は、5 千円の自己負担となります。

◆補助金額

耐震改修工事費用の 10/10 最大 160 万円

◆申請期間

毎年 4 月から翌年 3 月まで

耐震についてのご相談は随時行っていますので、来られる場合は事前にご連絡ください。

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429
メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

16. 危険ブロック塀等除却促進事業補助金

◆事業内容

児童・生徒が通う通学路や避難路等の道路に面した危険なブロック塀等に対し、子ども達を含め市民の安全・安心の確保、個人の財産、生命を守ることを目的として、ブロック塀等の除却費用を補助します。

◆対象となるブロック塀等

道路に面して設置されているコンクリートブロック塀又は石塀

- ① 建築基準法の規定に適合しないもの
- ② 傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの

◆対象となる人

- ① 市税を滞納していない人
- ② 市が危険と認めるブロック塀等であること
- ③ 他の解体の補助制度と重複していないこと
- ④ 該当敷地において、初めて補助制度の交付を受ける人
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有している以外の塀等

◆補助金額

4千円×除却面積（㎡）（上限10万円）

◆申請期間

毎年4月から12月末まで

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp

17. 災害防止事業補助金

◆事業内容

がけ地の崩壊による災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、がけ地の整備等に対し補助金を交付します。

◆対象となる人

がけ地の整備等を実施する人（市税を滞納している人は対象外）

◆補助対象

崩壊により人や家屋等の財産に危害が生じるおそれのあるがけ地で、以下の条件をすべて満たすもの

- (1) 高さが概ね 3m 以上かつ勾配が概ね 30 度以上のがけ地であること
- (2) 他の補助事業対象外がけ地であること
- (3) 自然がけ地であること

◆補助金額

がけ地の整備等に要する経費の 1/2 以内の額（補助上限：100 万円/箇所） を、予算の範囲内で交付します。

市担当者が現地調査を行い、工事施工図面及び見積書を審査した経費の額が補助金の対象となります。

がけ地の整備とあわせて、崩落した土砂の除去など応急復旧工事も補助の対象とすることができます。（被災状況の確認が必要なため、工事の実施前にご相談ください。）

ただし、応急復旧工事のみの補助金申請はできません。

◆提出書類

補助金の申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（工事施工図面及び見積書を添付）
- (2) 工事実施に関する同意書（地元町会長、がけ地の土地所有者）
- (3) 市税の納税調査に関する同意書

工事の完了後に必要な書類

- (1) 補助事業実績報告書（完成写真及び領収書の写しを添付）
- (2) その他（工事の内容が確認できる写真等を求める場合があります）

◆申請・お問合せ先

建設部土木課 道路建設・河川砂防グループ TEL 53-8426

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp

18. 環境保全促進助成事業

◆事業内容

一般財団法人自治総合センターが、環境にやさしい地域づくりの推進を図るため、コミュニティ活動の一環として行う環境の保全活動や教育啓発などの事業に対して助成する制度です。

◆対象となる団体

町会などのコミュニティ組織

◆補助対象

地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るソフト事業
例) 各種イベント、交流会・発表会、指導者養成研修会等の事業

◆補助金額

1件につき100万円まで（10万円未満は切り捨て）

◆その他

- ・ 本助成事業は次年度に実施する事業となります。
- ・ 8月上旬に募集を開始します。（募集締切：9月上旬）
- ・ 9月上旬に市、県を通じて（一財）自治総合センターへ申請します。
- ・ 採択結果は翌年の3月末または4月上旬になります。

※必ずしも採択になるとは限りません。

詳しくは、（一財）自治総合センターのホームページをご覧ください。

<https://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity/01-2>

◆申請・お問合せ先

企画振興部企画政策課 Tel 53-3311

メールアドレス kikaku-s@city.nanao.lg.jp

19. 資源物回収事業推進奨励金

◆事業内容

ごみの分別および資源化を体験して理解を深めていただくために、資源物の回収事業を行った団体に、回収量に応じた奨励金を予算の範囲内で交付します。(また、この事業には、地域や団体のコミュニケーションを深める効果も期待されます。)

◆対象となる団体

市内に住居を有する人で組織する回収団体(事前登録が必要)
(町会、子ども会、小・中学校PTAおよび保護者会、女性会、老人会など)

◆奨励金対象

回収団体が市内の資源物(古紙等、アルミ缶、びん類)を市内の有価物引取業者へ売却した重量または本数

◆奨励金額

資源物の種類ごとの基礎単価に回収量を乗じて得た額(百円未満の端数は切り捨て)

資源物回収奨励金 対象物及び算定基礎単価

資源物の種類	対象物	積算基礎単価
古紙等	新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール等	2円/kg
アルミ缶	アルミ缶	3円/kg
びん類	清酒(1升)、ビール、ジュース等のびんのうち、リターナブルびん [※] に限る。	3円/本

※リターナブルびんとは、使用後に回収され、再使用されるびんのことです。

◆その他

詳しくは、七尾市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/kurashi/recycling/signbutskaisyujigyou.html>

◆申請・お問合せ先

市民生活部環境課 TEL 53-8421

メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp

20. 生活道路整備事業補助金

◆事業内容

町会が設置管理する公共性の高い道路（住居を有し主たる生活道路として利用している赤道など）を整備する場合、町会に対し工事費用の一部を補助金として交付します。

◆対象となる団体

工事を実施する町会（町会長）

◆対象となる工事

町会が設置管理している生活道路、通学路、避難経路となる道路などの改良工事、舗装工事など

工事例① 側溝の新設・改修工事

工事例② アスファルト舗装の新設・改修工事

◆補助金額

補助対象工事費（市が査定した工事費）の70%以内

ただし、予算の範囲内で、1路線あたり500万円／年を上限（補助上限は350万円／年）とする。

◆補助金の交付の流れ

①工事の内容

工事の範囲や内容を決めて、見積をもらう。



②事前の相談

予算の確保のため、工事の前年までに市と相談する。



③補助金の申請

工事を依頼する前に、補助金交付申請書、工事箇所及び内容がわかる資料、見積書を市に提出する。



④工事の実施

申請内容を市で審査し、補助金の交付を決定する。（決定通知）
決定通知が届いたら、工事を行う。



⑤補助金の請求

工事完了後、補助事業実績報告書、領収書の写し、工事写真を提出する。
市から補助金の確定通知書が届いたら、請求書を提出する。

◆申請・お問合せ先

建設部土木課 道路管理グループ TEL 53-8425

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp

21. 除雪オペレーター育成補助金

◆事業内容

市道の除雪業務に従事するために必要となる除雪オペレーターを育成する事業者（町会・法人など）に対し、取得費用の一部を補助金として交付します。

◆申請者

市が管理する道路等において、大型特殊免許を必要とする除雪作業を行う（予定を含む）事業者（町会など）

◆対象となるオペレーター

満65歳以下（毎年4月1日時点）で、新たに大型特殊免許を取得したり建設機械講習会を受講される方。

◆補助金交付の条件

補助対象となったオペレーターは、市管理の除雪（大型特殊免許を必要とする作業に限る）を3年以上続けることが必要。

◆補助金額

補助対象経費の1/2以内で上限5万円

ただし、1申請あたり年間2名を上限。予算の範囲内で、申請額累計が予算額に達し次第、年度内受付を終了。

◆補助対象経費

入学金、適性試験料、教習料、教本代、検定料、講習受講費が、補助の対象で、旅費交通費や延長・補修教習料は対象外。

◆補助金の交付の流れ

①事前の相談

補助対象条件および申請内容確認のため、申請前に市と相談する。



②補助金の申請

補助金交付申請書、補助対象経費の額が分かる書類の写し、資格取得予定者の運転免許証の写し、事業者に属することを証する書類の写しを市に提出する。



③免許取得

申請内容を市で審査し、補助金の交付を決定する。（決定通知）

決定通知が届いたら、免許の取得、講習会を受講する。



④補助金の請求

免許取得後、補助事業実績報告書、運転免許証及び車両系建設機械運転技能講習修了証の写し、補助金の対象経費を証する領収書の写し、補助事業者が補助対象経費を支出したことを証する書類の写しを提出する。

市から補助金の確定通知書が届いたら、請求書を提出する。

◆申請・お問合せ先

建設部土木課道路管理グループ TEL 53-8425

メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp

22. 町内側溝清掃・害虫防除に土のう袋と スミラブ錠剤配布

◆事業内容

街を衛生的に保つため、毎年各町会に対し、春と秋の町内側溝清掃・害虫防除をお願いしています。その時に、側溝の土砂上げや害虫防除が必要な町会に対し、土のう袋やスミラブ錠剤を配布しています。

◆対象となる団体

町会

◆配布するもの

- (1) 土のう袋 配布数は、町会世帯数の半数となります。(土木課)
- (2) スミラブ錠剤 配布数は、希望数と散布距離等から調整します。(環境課)

※ 側溝から除去した土砂は、土のう袋に入れて集めていただければ、町内側溝清掃の実施期間に限り、後日、市で回収します。

◆お問合せ先

側溝清掃について

建設部土木課 TEL 53-8425
メールアドレス doboku@city.nanao.lg.jp

害虫防除について

市民生活部環境課 TEL 53-8421
メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp

※令和6年度から業務の見直しにより担当課を分担しました。

23. 環境美化啓発看板の配布

◆事業内容

環境の美化を呼びかけるため、ごみの不法投棄や野焼き、犬のフンの放置でお困りの町会に対して、啓発看板を配布します。

◆看板の種類

- (1) 不法投棄防止看板
 - (2) 犬のフン後始末注意看板
- ※ 看板の数には限りがありますので、事前にお問い合わせください。

◆対象

町会

◆その他

看板の設置管理は各自で行ってください。

◆お問合せ先

市民生活部環境課 TEL 53-8421
メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp



(例) 不法投棄防止看板



(例) 犬のフン後始末注意看板

24. 家庭用ごみ減量機器設置費補助金

◆事業内容

家庭から出される生ごみの量を減らすため、家庭用ごみ減量機器の購入費に対する補助金を予算の範囲内で交付します。

◆対象となる人

市内に住所を有し、家庭用ごみ減量機器を購入したい人

◆補助対象機器

電気生ごみ処理機（機械的に水分の調整を行い、生ごみを堆肥化またはその容量を減少させるもの）

◆補助金額

購入額の2分の1 限度額3万円（千円未満の端数は切り捨て）
1世帯当たり1台

◆その他

詳しくは、七尾市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/kurashi/recycling/risaikuru/namagomi.html>

◆申請・お問合せ先

市民生活部環境課 Tel 53-8421
メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp

25. 下水道等排水設備工事費補助金

◆事業内容

下水道の利用促進のため、下水道の排水設備工事等を早期に行う方に、その工事費用の一部を補助金として助成します。

◆対象となる人

下水道を利用する排水設備の整備を実施した人

◆補助対象

- (1) 下水道の供用開始後1年以内に完了した排水設備工事
- (2) 合併処理浄化槽を設置している人で、供用開始後3年以内に完了した排水設備工事

◆補助金額

- (1) 上記の(1)に対し、排水設備工事費から50万円を控除した額
ただし、限度額は30万円とします。
- (2) 上記の(2)に対し、排水設備工事の実費に相当する額
ただし、限度額は30万円とします。

◆対象となる工事

- (1) 専用住宅または併用住宅（住宅部分が延床面積の1/2以上）の排水管埋設工事
- (2) くみ取り便所から水洗便所への改造工事(便器、床)
- (3) 撤去工作物の現況復旧

※以下は対象外です。

現況復旧以外の舗装などや便所の壁・天井の改装費
新築、改築、10㎡以上の増築、販売賃貸目的のもの
市税・水道料金を滞納している人

◆申請・お問合せ先

建設部上下水道課 下水道グループ TEL 53-1972

メールアドレス jougesuidou@city.nanao.lg.jp

26. 水洗便所等設備工事資金融資に伴う利子補給制度

◆事業内容

下水道供用開始後 3 年以内の区域において、排水設備工事を行うために資金融資を受けた場合、その利子を補給します。

◆対象となる人

排水設備工事をするために、市指定の金融機関から資金融資を受けた人

◆助成対象

建物所有者または使用者である、一般家庭の人が行う以下の工事
ただし、市税及び下水道事業受益者分担金等を滞納している人は対象外です。

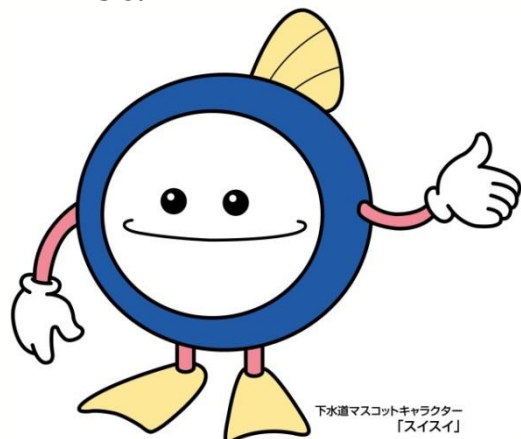
- (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事とこれに伴う付帯工事
- (2) し尿浄化槽を廃止する下水道排水設備工事

◆助成金額

毎月の元金均等償還のうち利子相当額を市が補給します。
限度額は 100 万円、償還期間は 60 か月以内です。

◆申請・お問合せ先

建設部上下水道課 下水道グループ TEL 53-1972
メールアドレス jougesuidou@city.nanao.lg.jp



27. 給水管凍結防止対策費助成金

◆事業内容

宅内給水管の凍結を防止し、漏水被害を抑制するため、宅内の老朽化した露出給水管の更新及び保温材の設置に要する費用の一部を助成します。

◆対象となる人(団体)

七尾市から給水を受けるための給水装置を所有または使用している人及び事業所

◆助成対象

次の(1)及び(2)の条件を満たす場合

- (1) 宅内の老朽化した露出給水管の更新工事及び保温材設置工事
- (2) 七尾市指定給水装置工事事業者が施工した工事

◆助成金額

助成対象費用に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額)。ただし、量水器の口径が13ミリ及び20ミリの場合は5万円まで、25ミリ以上は10万円までが限度額となります。

◆申請期限

申請の期間は令和8年2月末日まで
工事の完了は令和8年3月末日まで

◆申請・お問合せ先

建設部上下水道課 水道グループ TEL 53-8432

メールアドレス jougesuidou@city.nanao.lg.jp

宅内給水管の凍結を防止し、漏水被害を抑制するため、宅内の老朽化した露出給水管の更新及び保温材の設置に要する費用の一部を助成します。

28. 銅製ストレーナー・三角コーナーの販売

◆事業内容

台所から出る食材くずを排水溝に流すと、汚れの多い排水が流れ出て、側溝や川・海を汚してしまいます（下水道や浄化槽につないでいる場合も、負荷が大きくなります）。

これを防ぐために、食材くずをしっかりと回収できる銅製のストレーナーと三角コーナーを販売しています。

◆商品内容

- ・直径1ミリの水切り孔で、食材くずをしっかりとキャッチ
- ・銅製なので、ぬめりが少なく衛生的



◆価格

銅製ストレーナー、三角コーナー 各1個につき1,000円（税込）

◆対象となる人

どなたでも購入できます。

◆取扱い・お問合せ先

市民生活部環境課 TEL 53-8421

メールアドレス kankyo@city.nanao.lg.jp

29. 老人クラブ助成事業補助金

◆事業内容

高齢期を健康でいきいきと過ごすために、地域の老人クラブ活動に対して支援します。

◆対象となる団体

地域単位の老人クラブ

◆補助対象

月1回以上、下記の活動を行うこと。

- ①社会奉仕活動
- ②教養講座等開催事業
- ③健康増進事業

◆補助金額

30人以上の老人クラブ	3,880円×12か月=46,560円
30人未満の老人クラブ	1,940円×12か月=23,280円

◆申請・お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463
メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp

30. 介護予防グループ活動支援

◆事業内容

高齢者が活動的で生きがいのある生活を送るために、地域の住民が中心となって身近な集会所等で、転倒骨折予防などの体操、認知症予防のための活動を行うグループを支援します。

◆対象となる団体

おおむね 65 歳以上の地域（町会単位）の住民による自主的なグループ等

◆補助対象

活動に必要な報償費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信費、使用料及び賃借料、備品購入費

◆補助金額(年額)

1 回当たりの 平均参加人数	開催回数	金 額
5～9 人	2 週に 1 回	15,000 円
	週 1 回	30,000 円
10～19 人	2 週に 1 回	30,000 円
	週 1 回	60,000 円
	週 2 回	120,000 円
20 人以上	2 週に 1 回	50,000 円
	週 1 回	100,000 円
	週 2 回	200,000 円

◆その他

他の団体からの補助金と重複して受けることはできません。

◆申請・お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463

メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp

31. いきいきと迎えよう 100 歳体操

◆事業内容

100 歳まで健康で過ごせるよう、おもりを使った筋力やバランス力向上を目指す体操です。DVD の活用により、講師がいなくても、地域の住民が中心となり身近な集会所等で継続的な介護予防活動に取り組むことができます。地域やグループで 100 歳体操を実施するための支援をします。

◆対象となる団体

おおむね 65 歳以上の住民による自主的なグループ等
教室開始の主な条件は以下のとおりです。

- ・お世話役（サポーター）が 1 人以上いる
- ・3 か月以上続ける
- ・参加者は 5 人以上いる
- ・月 4 回以上実施する
- ・地域の方が誰でも参加できる
- ・テレビ、DVD プレーヤー、背もたれのあるイスを準備できる

◆100 歳体操の内容

イスに座りながら行う準備体操、筋力運動（7 種類）、整理体操の 30 分間の構成で、DVD で流れる映像を見ながら実施します。手首と足首に 1 本 200g のおもりを個人に合わせて最大 6 本まで増やししながら負荷をかけて行います。

◆事業の流れ

- ①初めは市職員が体操の説明と体力測定を行い、3 か月間実施します。
- ②継続する場合は、おもりを購入し、グループで自主的に行います。

◆その他

100 歳体操を体験したい場合は下記までお申し込みいただくか、ご相談ください。

◆お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463
メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp

32. 高齢者運転免許証自主返納支援補助金

◆事業内容

高齢者の運転による交通事故防止を図るため、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを進めるための助成制度です。

◆対象となる人

以下のすべてに該当する人

- ①運転免許証の自主返納を行った日現在、本市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の人
- ②申請による運転免許証の取消通知書を石川県公安委員会から交付された人

◆補助金額

12,000円（1人につき1回限り）

◆申請方法(手順)

- ①運転免許証の返納手続き（全部取消）

【受付場所】 七尾警察署

【必要なもの】 運転免許証、印鑑

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前10時～午前11時30分、午後1時30分～午後3時

- ②補助金の申請手続き

【受付場所】 市役所本庁舎1階総務課またはミナ.クル2階市民課

【必要なもの】 運転免許の取消通知書、返納した運転免許証の写し
通帳または通帳の写し

【受付時間】 月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

◆お問合せ先

市民生活部防災交通課 TEL 53-6880




メールアドレス bousai@city.nanao.lg.jp

33. 介護予防ポイント制度

◆事業内容

七尾市在住の65歳以上の方がボランティアや健康づくりなどの活動を通して生きがいをつくとともに、介護予防に取り組むことで健康寿命を伸ばし、いきいきとした地域社会を目指すことを目的としています。

市内の介護施設や通いの場（高齢者の自主グループ）等での介護支援ボランティア活動または通いの場や老人クラブ、スポーツ施設等に参加し、自身の介護予防・健康づくり活動を行うとポイントが貯まり、商品券と交換できるシステムです。

	活 動	ポイント付与	登録できる方（対象者）	手帳の種類
どちらかを選択（一つのみ）	介護支援ボランティア活動型 市指定の介護施設や通いの場等にて ①レクリエーション・体操等の指導・補助 ②話し相手、③行事補助 ④配膳・下膳 ⑤草花の手入れや花壇づくり など	活動1時間につき1ポイント （1日最大2ポイントまで） <ポイント交換> 5ポイント=1,000円商品券 最大40ポイント=8,000円商品券 （1ポイント200円換算）	65歳以上で介護認定（要支援、要介護）を受けていない方 ※七尾市第1号被保険者 ※ボランティア活動保険に加入していただきます （保険料は市負担）	七尾市介護支援ポイント手帳 
	介護参加型 市に登録された市内の 通いの場老人クラブ、スポーツ施設 にて高齢者の健康維持・増進のための 身体活動を含む活動 体操・運動 レクリエーションなど 	1時間以上の参加 1回につき1ポイント （1日最大2ポイントまで） <ポイント交換> 10ポイント=1,000円商品券 最大30ポイント=3,000円商品券 （1ポイント100円換算）	65歳以上の方 （七尾市第1号被保険者）	七尾市いきいきポイント手帳 

※活動の受入先の施設や団体等はあらかじめ市に申請書の提出が必要です。

詳しくは下記までお問い合わせください。

◆登録・お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463

メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp

34. シルバーリハビリ体操 3 級指導士養成事業

◆事業内容

地域で介護予防の新たな担い手として活躍する体操普及のボランティアを育成・養成し、住民が住民にリハビリ体操を普及・啓発することで、住民同士の自助・互助の地域力を高め、健康寿命の延伸を図ります。

◆シルバーリハビリ体操とは

関節や筋肉の動きを良くすることで、「座る・立つ・歩く」など生活に必要な動作を楽に行えるようにする体操です。特別な道具を使わずに、「いつでも・どこでも・ひとりでも」できます。講習では、リハビリの先生から、体操や体の動かし方、筋肉のしくみなどについて学びます。

◆対象となる人

全 6 回の講習会に参加できる概ね 50 歳以上の方で、体操普及のボランティア活動ができる方。

◆講習会日程

会場：パトリア 3 階 会議室 3・4

費用：テキスト代のみ（1,430 円）

定員：20 名

	日 程	時 間	内 容
1	9月3日（火）	9：45～16：00	【講義】嚙下、体の部位 【体操】イス①②
2	9月6日（金）	10：00～16：00	【講義】関節の運動 【体操】筋力アップ、寝て
3	9月10日（火）	10：00～16：00	【講義】筋肉 【体操】イス①、床
4	9月13日（金）	10：00～16：00	【講義】骨 【体操】筋力アップ、寝て
5	9月18日（水）	10：00～16：00	【講義】神経 【体操】イス②、起立、床
6	9月25日（水）	10：00～16：00	【体操】実指導の進め方、復習

※日程は変更になる場合があります。

◆申込・お問合せ先

健康福祉部高齢者支援課 地域包括グループ TEL 53-8463

メールアドレス kourei@city.nanao.lg.jp

35. 消費生活・人権啓発 DVD などの貸出し

◆事業内容

消費生活や人権に関する理解を深めていただくため、DVDを貸し出ししています。学校・地域などでぜひご利用ください。

◆消費生活DVD等一覧

No.	タイトル	媒体	制作	制作年	時間
1	だまされないぞ「悪質商法」にご用心 (寸劇@七尾更生園)	DVD	むつみ会	2008	40分
2	図解！よくわかる暮らしの製品安全知識	DVD	東京都	2008	18分
3	悪質商法捕物帳	DVD	東京都	2009	24分
4	悪質商法にご用心	DVD	石川県	2012	16分
5	はじめての金融ガイド	DVD	金融庁	2008	33分
6	ケータイ安全教室（シニア向け）	DVD	NTTドコモ	2009	30分
7	ケータイ安全教室 (入門編 27分/応用編 37分/保護者・教員編 45分)	DVD	NTTドコモ	2010	109分
8	消費者センスを身につけよう	DVD	消費者庁	2011	25分
9	もしあなたが消費者トラブルにあったら…	DVD	消費者庁	2012	22分
10	阿藤快のあつと撃退！悪質商法	DVD	東映	2012	22分
11	寸劇で発信！悪質商法にだまされないで (消費生活推進員活動事例集)	DVD	石川県	2012	40分
12	いっこく堂の消費者トラブル見守り隊！	DVD	神奈川県	2012	38分
13	高めよう！「見守り力」	DVD	消費者庁	2014	40分
14	家族で防ごう！金融犯罪	DVD	全国銀行協会	2015	35分
15	ねらわれています！あなたも 多発する振り込め詐欺	DVD	映学社	2014	22分
16	回復します消費者被害 守ります消費者の利益	DVD	消費者庁	2014	27分
17	これで安心 金融商品のご購入 「投資信託」編／「変額年金保険」編	DVD	全国銀行協会	2014	25分
18	林家木久扇・木久蔵の「ダマされちゃいや〜ん」 高齢者を狙う詐欺・悪質商法	DVD	東映	2016	30分
19	騙されない！特殊詐欺対策	DVD	石川県	2017	25分
20	騙されない！特殊詐欺対策 vol.2	DVD	石川県	2019	28分
21	消費者トラブルにあわないために	DVD	石川県	2019	28分

◆人権啓発DVD等一覧

No.	タイトル	媒体	制作	制作年	時間
1	「生命の尊さ生きる力編」	DVD	-	-	15分
2	Imagination ～想う つながる 一歩ふみだす～	DVD	東京都教育委員会	2013	34分
3	人権は小さな気づきから	DVD	共和教育	2014	34分
4	同和問題 ～未来に向けて～	DVD	法務省	2014	19分
5	あなたがあなたらしく生きるために	DVD	法務省	2014	30分
6	未来を拓く 5つの扉	DVD	法務省	2014	46分
7	すべての人々の幸せを願って	DVD	法務省	2015	35分
8	家族で考えるハンセン病	DVD	法務省	2015	20分
9	わたしたちが伝えたい大切なこと	DVD	法務省	2016	31分
10	インターネットと人権	DVD	法務省	2016	30分
11	外国人と人権	DVD	法務省	2016	33分
12	企業と人権	DVD	法務省	2017	40分
13	障害のある人と人権	DVD	法務省	2018	40分
14	ハンセン病問題を知る	DVD	法務省	2020	34分
15	今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応	DVD	法務省	2022	36分
16	あなたは大丈夫？考えよう！デートDV	DVD	法務省	2023	30分
17	あなたは大丈夫？考えよう！いじめ	DVD	法務省	2023	29分
18	あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待	DVD	法務省	2023	33分

◆貸出期間

貸出しの日から原則 2 週間です。

借用・返却は、総務課 人権・男女共同参画室(本庁 1 階)までお願いします。

◆受付窓口時間

月曜日から金曜日（祝日は除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

◆申込み・お問合せ先

総務部総務課 人権・男女共同参画室 TEL 53-1112

メールアドレス danjo@city.nanao.lg.jp

36. なるほどなっとく市政講座

◆事業内容

市政を理解していただく情報、消費生活、健康、介護、防災、環境保全などの市民生活に直結する情報、ふるさと七尾の産業や観光、歴史や文化の見聞を深める情報などを提供する講座を開催しています。

◆開催対象

おおむね 10 人以上の参加を予定している町会や企業、各種団体などが対象となります。

営利目的（業務に直接関係する職員研修など）や、政治、宗教活動等に講座を利用することはできません。

◆開催日時及び会場等、所要時間

土、日、祝日（年末年始除く）も開催します。

開催会場の確保、準備、進行などは申込者でお願いします。

講座の開催可能な時間帯は、午前 9 時から午後 9 時までです。

1 回あたりの講座は、30 分から 1 時間程度を予定しています。

◆費用

職員の派遣などに要する費用は不要です。

会場費その他の費用が生じる場合は、申込者が負担してください。

◆申込方法及び受付期間

申込用紙を記入し、広報広聴課へ提出してください。

申し込みは、開催希望日から 1 か月程度前を目安にお願いします。

講座のテーマは、毎年度、見直しを行っています。

令和 6 年度の受付期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までとなります。

◆その他

本事業は市政懇談会や広聴活動とは異なります。特定の要望や意見をお聞きする場ではありませんので、ご理解ください。

◆令和6年度 市政講座テーマの一覧

区分	No.	テーマ	内容	担当課など
市政	1	やさしい選挙のおはなし	選挙の仕組みや大切さ、選挙運動を分かりやすく説明します。	七尾市選挙管理委員会
	2	七尾市の将来ビジョン	第2次七尾市総合計画を説明します。	企画政策課
	3	七尾市の台所事情	決算や財政指標などから見える市の財政状況を説明します。	財政課
まちづくり	4	男女共同参画社会とは	家庭や地域でできる男女共同参画社会の取り組みを紹介します。	総務課(人権・男女共同参画室)
	5	協働のまちづくり	まちづくり基本条例の内容、「市民のねがい―七尾市民憲章―」の成り立ち、地域づくり協議会の役割を説明します。	地域づくり支援課
	6	「やさしい日本語」使ってみませんか～多文化共生の推進について～	日本人と外国人が安心・安全に暮らせる地域づくりの取り組みを考えるとともに、外国人に伝わる「やさしい日本語」を紹介します。	地域づくり支援課
	7	世界農業遺産「能登の里山里海」	自然や生物と共生してきた豊かな里山里海を守り、後世に継承していくために、自分たちの住んでいる地域の魅力を紹介します。	農林水産課(産業調整室)
	8	わたしにできる景観づくり	市の景観計画やいろいろな景観づくりを紹介します。	都市建築課
くらしと環境・安全	9	マイナンバーについて	マイナンバー制度や活用方法を説明します。	総務課
	10	悪質商法にだまされない!～かしこい消費生活～	消費生活トラブルの事例紹介、被害に遭わないポイントなどを説明します。	総務課(市消費生活センター)
	11	冬季の水道管凍結防止対策について	水道管の凍結防止対策や漏水時の対応などを説明します。	上下水道課
	12	わが家の地震対策は大丈夫?	旧耐震基準木造住宅の耐震改修などの必要性を説明します。	都市建築課
	13	わが家を守る	火災原因と防火を説明します。	七尾鹿島消防本部
福祉と健康	14	障害者支援のしくみ	障害福祉サービスなど、障害のある人に対する支援制度などを説明します。	福祉課
	15	手話で話そう	聴覚障害者のコミュニケーション方法を知ってもらい簡単な手話を紹介します。	福祉課

福祉と健康	16	後期高齢者医療のしくみ	後期高齢者医療制度の仕組みや給付・保険料などを説明します。	保険課
	17	国民健康保険のしくみ	国民健康保険制度の仕組みなどを説明します。	保険課
	18	まもりたい、ささえたい 高齢者のくらし	高齢者福祉サービス全般を説明します。	高齢者支援課
	19	地域福祉って何？地域包 括ケアシステムって何？	住民が助け合って住み慣れた地域で自立し、安心して暮らす福祉のまちづくりを説明します。	高齢者支援課
	20	認知症サポーター養成講座	認知症の症状や認知症の方との接し方の心構えなどを説明します。	高齢者支援課
	21	いきいき 100 歳体操体験会	無理なく行える、おもりを使った筋力トレーニングを紹介します。	高齢者支援課
	22	みんなで考えよう！七尾の介護	介護保険の現状や介護保険制度を説明します。	高齢者支援課
	23	介護予防でいきいき生活	介護予防の取り組みについて紹介します。	高齢者支援課
	24	生活習慣から起こる病気を予防しましょう	特定健診の結果等から生活習慣病の予防（食事・飲酒・たばこ・歯など）について説明します。	健康推進課
	25	一人ひとりの健康づくりの実践「こころの健康」	ストレスなどの対処法や周囲の人ができることを紹介します。	健康推進課
	26	子どもの健康づくり	子どもの成長を支える食や生活リズムについて説明します。	健康推進課
	27	みんなでつながる子育て支援	保育サービスや乳幼児の育ち、ふれあい遊びなどを紹介します。	子育て支援課
	28	「七尾っ子」守ろう命！ 守ろう未来！	児童虐待の早期発見や早期対応、地域ネットワークの必要性、七尾市要保護児童対策地域協議会の役割などを紹介します。	子育て支援課
29	子どもに合った子育てって？	子ども一人ひとりに合った子育てについて一緒に考え、その子に合った子育てプランニングについてわかりやすく説明します。	子育て支援課	
産業と観光	30	七尾市の農業振興	市の農業の現状と振興策などを説明します。	農林水産課
	31	七尾市の漁業振興	市の漁業の現状と振興策などを説明します。	農林水産課

産業と観光	32	鳥獣被害の防止対策	イノシシによる農作物被害の防止対策を説明します。	農林水産課(鳥獣被害対策室)
	33	交流人口拡大に向けて	観光の現状とスポーツ合宿などの取り組みを説明します。	交流推進課
教育・文化・スポーツ	34	楽しく学ぼう七尾の歴史	七尾の各地域の歴史と文化について紹介します。	スポーツ・文化課 (文化財復旧保全対策室)
	35	七尾の里山里海にふれる	のと里山里海ミュージアムの展示を通して七尾の自然・歴史・文化を紹介します。	のと里山里海ミュージアム
	36	七尾美術館を知ろう	学芸員が美術館の収蔵品などを紹介します。	石川県七尾美術館
	37	天才絵師・長谷川等伯	学芸員が長谷川等伯の魅力と最新情報を紹介します。	石川県七尾美術館
	38	ガラス美術館を楽しもう！	学芸員がガラス美術館の見どころを楽しく紹介します。	石川県能登島ガラス美術館

◆お問合せ先

企画振興部広報広聴課 TEL 53-1130

メールアドレス koho@city.nanao.lg.jp

37. 能登空港利用促進商品券交付

◆事業内容

能登空港航空便を利用した方に対して、商品券等（JTB 商品券ナイスギフトまたははろくほく地域振興券）を交付します。

◆対象となる人

- (1) 七尾市内に住所を有する人
- (2) 七尾市内に住所を有しない人のうち、父または母が市内に住所を有し、市外の学校に在学する生徒

◆交付内容

普通運賃片道 1 回の利用につき、商品券等 2,000 円相当分(小児運賃での利用については、その半額)を交付する。

◆注意事項

- (1) 片道 2 回以上の利用から請求できます。(普通運賃利用と小児運賃利用の併用可。)
- (2) 能登空港利用促進首都圏研修等助成金（本誌 4 3 ページ参照）との併用はできません。
- (3) 最初の搭乗日から起算して 6 か月以内に申請してください。

◆その他

- (1) 七尾市ホームページより申請書などをダウンロードできます。

<http://www.city.nanao.lg.jp/koryu-s/aramashi/shisetsu/notokuko/index.html>

- (2) 能登空港利用促進同盟会補助金 1 人あたり往復 3,000 円との併用もできます。

◆申請・お問合せ先

産業部交流推進課 TEL 53-8424

メールアドレス koryu-s@city.nanao.lg.jp

38. 能登空港利用促進首都圏研修等助成金

◆事業内容

能登空港航空便を利用し、首都圏等で経済、文化、スポーツなどの各種研修又は交流事業を実施する事業所又は団体に対して助成金を交付します。

◆対象となる団体

- (1) 七尾市内に住所を有する者が10人以上で構成される事業所又は団体
- (2) 能登—羽田便を往復で利用する事業所又は団体

◆補助金額

七尾市内に住所を有する搭乗者1人に対し5,000円

◆注意事項

- (1) 座席を必要としない3歳未満については対象外
- (2) 商品券等交付（本誌42ページ）との併用はできません。

◆その他

- (1) 七尾市ホームページより申請書などをダウンロードできます。

<http://www.city.nanao.lg.jp/koryu-s/aramashi/shisetsu/notokuko/index.html>

- (2) 能登空港利用促進同盟会補助金1人あたり3,000円、条件次第で石川県ののと里山空港団体交流支援事業費補助金1人あたり4,000円との併用もできます。

◆申請・お問合せ先

産業部交流推進課 TEL 53-8424

メールアドレス koryu-s@city.nanao.lg.jp

39. 七尾市文化施設等共通観覧券

◆事業の内容

市の文化施設と文化財施設の利用促進を図ります。


◆対象となる人

県内外問わずどなたでも

◆有効期間・料金等

種 別	共通観覧料 (円)	有効期間
年間共通パスポート	一般 2,600円	発行した日から 起算して1年間
	大学生 1,300円	
2日間共通パスポート	一般 1,000円	発行した日から 起算して2日間
	大学生 800円	

◆対象施設

施設	電話番号	開館情報
能登国分寺展示館	TEL 57-5100 (のと里山里海ミュージアム)	通常開館
七尾城史資料館	TEL 53-4215	通常開館 (12/11~3/10 まで冬季休館)
石川県七尾美術館	TEL 53-1500	令和 6 年能登半島地震の影響 で休館しています。最新情報は HP をご覧ください。 
石川県能登島ガラス 美術館	TEL 84-1175	
蝦夷穴歴史センター	TEL 85-2022	
中島お祭り資料館・ お祭り伝承館	TEL 66-2200	
懐古館	TEL 53-6674	

◆発行・お問合せ先

各施設にて承ります。

(ただし、能登国分寺展示館では発行していません。)

市役所の窓口連絡先一覧

●本庁(袖ヶ江町) 開庁時間 8:30~17:15

1 階	■ 総務課	☎ 53-1111	■ 広報広聴課	☎ 53-8423
	■ 総務課人権・男女共同参画室	☎ 53-1112	■ 環境課	☎ 53-8421
	■ 監理課	☎ 53-8747	■ 上下水道課	☎ 53-8432
	■ 監理課工事検査室	☎ 53-1118	■ 会計課	☎ 53-8416
	■ 地域づくり支援課	☎ 53-8633	■ 選挙管理委員会事務局(総務課内)	☎ 53-1111
2 階	■ 農林水産課	☎ 53-8422	■ 土木課	☎ 53-8425
	■ 産業振興課	☎ 53-8565	■ 能越道建設推進室	☎ 53-8453
	■ 交流推進課	☎ 53-8424	■ 都市建築課	☎ 53-8429
			■ 農業委員会事務局	☎ 53-8440
3 階	■ 企画政策課	☎ 53-1117	■ 財政課	☎ 53-8455
	■ 能登半島地震復興推進室	☎ 53-1117	■ 秘書人事課	☎ 53-1110
	■ ふるさと納税推進室	☎ 53-3311	■ 議会事務局	☎ 53-8433
4 階	■ スポーツ・文化課	☎ 53-3661	■ 監査委員事務局	☎ 53-8439
	■ 文化財復旧保全対策室	☎ 53-8437	■ 七尾鹿島公平委員会事務局	☎ 53-8439
	■ デジタル戦略室	☎ 53-1114		
5 階	■ 教育総務課	☎ 53-8434	■ 防災交通課	☎ 53-6880
	■ 学校教育課	☎ 53-5090		

●パトリア(御祓町) 開庁時間 8:30~18:30

3 階	■ 福祉課	☎ 53-3625	■ 保険課	☎ 53-8420
	■ 子育て支援課	☎ 53-8419	■ 健康推進課	☎ 53-3623
	■ 高齢者支援課	☎ 53-8463	■ 社会福祉協議会	☎ 52-2099

●ミナ.クル(神明町) 開庁時間 8:30~18:30

2 階	■ 税務課	☎ 53-8412	■ 年金・おくやみコーナー	☎ 0120-770-372
	■ 市民課	☎ 53-8417	■ 上下水道料金お客さまセンター	☎ 53-8431
3 階	■ 市立図書館 ☎ 53-0583 開館時間10:00 ~ 18:00			

参考.

1.七尾市統計書（令和4年度版）

◆内容

市のあらゆる分野にわたる基礎的な統計資料を総合的に収録しています。



七尾市統計書



<https://www.city.nanao.lg.jp/soumu/aramashi/toke/tokesho/r4.html>

2.オープンデータ

◆内容

行政が保有する公共データを、誰もが二次利用可能なデータ形式で公開しています。オープンデータをご利用の際は、「七尾市オープンデータ」の利用規約に従ってご使用ください。

- ・地区（町）別・年齢別人口などのデータがあります



七尾市 オープンデータ



<https://www.city.nanao.lg.jp/koho/shise/koho/opendata/index.html>

3.この冊子のデータ



七尾市 知っとく情報資料集



<https://www.city.nanao.lg.jp/chiiki-d/kurashi/bunka/shiryoshu.html>

七尾市のシンボル



市の花：菜の花



市の木：松



市の鳥：カモメ



市の魚：ハチメ

「令和6年度版 市民が主役のまちづくり！
知っとく情報資料集」

令和6年7月発行

編集・発行 企画振興部 地域づくり支援課

〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

電話 (0767) 53-8633